

# 中央銀行の本質と新日銀法の問題点\*

鐘ヶ江 毅

## 目次

はじめに

### I. 日銀の独立性と新日銀法

1. 日銀の法人格
2. 日銀と政府との関係
3. 日銀の独立性（自主性）と透明性
4. 新日銀法の問題点

### II. 日銀の本質的機能と新日銀法

1. 発券機能
2. 通貨・金融の調節機能
3. 決済機能
4. 「政府の銀行」機能

おわりに

#### 【参考文献】

【付録】 日本銀行法（1998年4月1日施行）

## はじめに

本稿の目的は、日本銀行（以下、日銀）の組織およびその機能（業務）の2つの視点から、新日銀法（以下、新法）立法に際し、論議が少なかった「中央銀行の本質」に関連する主要な論点を探り上げ、1998年4月に施行された新法が、中央銀行の本質に沿うものであるかどうかを改めて検証し、新法の問題点を指摘することにある。

---

\*本稿は、日本金融学会報告（2000年度春季大会）のために作成したものである。

すなわち、第1に、日銀が本質的に見て「何者であるか」を問うこと、換言すれば、日銀の法人格の実体ないし組織について検討することである。これによって、日銀と政府との関係や日銀の「独立性」の究極の根拠に迫ることができ、また、新法の問題点も浮かび上がってくるであろう。

第2は、日銀の本来の機能（業務）とされる、「発券機能」、「通貨・金融の調節機能」、「決済機能」および「政府の銀行」機能について、改めて、その本質を問い、新法がそれに沿ったものとなっているかを検証する。

## I. 日銀の独立性と新日銀法

### 1. 日銀の法人格

新法第6条は、日銀の法人格について、単に、「日本銀行は、法人とする」とのみ規定し、旧日銀法（以下、旧法）第1条第2項の規定をそのまま引き継いだ。これは、法改正に先立って検討を行った「中央銀行研究会」（以下、中銀研）の報告書（1996年11月）において、日銀の法的位置付けは、現行のままで「不都合はない」とされ、後の「金融制度調査会」（以下、金制調）答申（1997年2月）においても、中銀研の考え方で「問題はないと考えられる」（同説明書）との結論に達したからである。<sup>(1)</sup>

従って、日銀法上では、日銀が如何なる性格を持つ法人であるかは不明である。そのため、上記説明書は、日銀は「講学上、その業務の公共性から特殊法人<sup>(2)</sup>的存在とされることが多いが、現在、行政手続法<sup>(3)</sup>においては、その設立の経緯に着目し、『その行う業務の行政運営と密接な関連を有する』認可法人とされている」こと、また、日銀の定款の変更は、大蔵大臣の認可が必要とされている（旧法第9条第2項および新法第11条

---

(1) 今回の答申に当たっては、1960年答申時におけるような法律の専門家による「法律問題小委員会」が組成されず、法的議論は必ずしも十分であったとは言えない。そのため、日銀金融研究所は、1998年1月、公法学者や商法学者から成る「公法的観点から見た中央銀行についての研究会」を設立し、その成果を「公法的観点から見た日本銀行の業務の法的性格と運営のあり方」と題するレポート（『金融研究』第18巻第5号、1999年12月、以下、日銀「公法レポート」と省略する）として取り纏めた。本稿における法的側面についての検討は、同レポートに負うところが大きい。

(2) 「特殊法人」とは、国・地方公共団体と普通法人（民法・商法上等）との中間に位置付けられる法人で、狭義には、一般に総務庁設置法第4条11号の審査対象法人を指す。例えば、NTT、JR、NHKなど。一方「認可法人」とは、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立される法人であって、設立に当たっては特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているものである。例えば、日本弁護士連合会など（日銀「公法レポート」p.67～68）。

その他、特殊法人論については、兼子仁「行政法学」、岩波書店、1997年、p.230参照。

(3) 行政手続法第4条2項2号および行政手続施行令第1条3号。

第2項) ことから、「認可法人」とすることで特に支障はないとした(1960年の金制調答申は、「日本銀行は資本金額の定めのない特殊法人とする」ことを提言した)。(4)

日銀は、現状の法解釈上では、上のように、主務大臣による「認可法人」とされているが、「認可法人」であるか「特殊法人」であるかの区別は、日銀の法人格とその行為の性格を見る上で非常に重要である。何故ならば、「認可法人」であるならば、一般に、その法人の行為全般に亘って、認可を与えた主務大臣の意思が影響する可能性があり、日銀の「独立性」と大きな係わりがあると考えられるからである。

しかし、日銀の法人格については、上述のように、従来から各種の議論があり、以下のように必ずしも明確ではないが、特殊法人とする議論も多い。例えば、1960年金制調答申に先立つ法律問題小委員会報告では、「日本銀行は、私法人の一種である」(5)としているが、安念(1992)は、「日銀は、あえて分類すると、特殊法人である。山田幸男の分類でも、出資形態が公共的な目的を有する団体であり、かつ社団の実体のない団体である狭義の特殊法人に当たるとされる。日銀は、政策金融を分担する日本開発銀行のような公法上の法人よりも、民間の金融システム・決済システムの構成員でもあり、その意味では、民間部門に近いところに位置する」と述べている。(6) 一方、最近の日銀レポート(脚注1参照)も「日銀は認可法人に分類されているが、実質上は特殊法人に近いとする学説が多い」と述べ(同レポートp.69)、兼子(1997)も日銀を「広義の特殊法人」に分類している。

日銀の法人形態についてその沿革を見ると、日銀は、周知の通り、1882(明治15)年6月、「日本銀行条例」に基づき、民間および政府の出資による株式会社組織(条例第1条)により、大蔵卿の営業免許を受けて創設された(上記のように、この点が日銀が「認可法人」である根拠の一つとされている)。しかし、1942年に旧日銀法が制定され、日銀は株式会社組織から日銀法に基づく「法人」に改組された。旧日銀法制定は、日銀条例に基づく営業年限が満了したことが理由の一つに挙げられているが、改組に際して、日銀は、改めて主務大臣の営業免許を受けることはなかった。

また、旧法(昭和17年2月24日公布)では、その第1条第2項で「日本銀行ハ法人トス」とのみ規定したが、吉野(1962)によると、法制定に先立つ政府の「日本銀行法

(4) 今回の金制調の答申は、1960年答申と比較すると、一部は参考とされたと思われる箇所もあるが、法人格の表現のように、1960年答申と異なった見解も多い。

(5) 大蔵省銀行局編「中央銀行制度—金融制度調査会関係資料」、昭和34年5月、p.82

(6) 安念潤司「日銀の法的位置」、日銀金融研究所「講演要旨」、1992年7月。

案要綱」(昭和17年1月7日)では、「日本銀行ハ特別法ニヨル特殊法人トシ」となっており、日銀改組の眼目の一つは、「強度の国家的色彩を持つ特殊法人」であり、「出資組織による特殊法人」化であった。<sup>(7)</sup>

以上要するに、日銀の法人格については、上のような議論と沿革が存在しているが、以下の理由から、日銀は日銀法を設立根拠法とする「特殊法人」と解すべきであり、「認可法人」とする考え方には問題があると考えられる。

第1は、日銀は、創業時においてこそ、日銀条例に基づき営業免許(「請願」)を受けて開業したが、上述のように、旧日銀法の制定に際しては、主務大臣の営業免許の更新について改めて認可を受けていない。言い換えれば、日銀は、1942年の旧法制定の段階で、「認可法人」から、特別法としての日銀法が法人格を認め、その行為を認める「特殊法人」に「改組」されたと理解すべきである。

第2に、法学上も日銀が「特殊法人」であり、あるいは「特殊法人に近い」とする学説が多いことである。また、法律上の「認可法人」は、「民間等の関係者が発起人となって設立され、特別法に基づき主務大臣の認可を必要とする法人」(脚注2参照)であるが、日銀は政府出資の割合が多いこと、また、後に述べるように、民間出資の今日的意義について議論があることについても考慮する必要がある。

第3に、行政手続法および同施行令が、日銀を、日本公認会計士協会や日本万国博覧会協会等と共に、認可法人に挙げているが、これは、旧法が法人格を明確にしなかったため、法解釈によるものであり、日銀法で明確化されれば、行政手続法等の規定も改訂されることになる。

## 2. 日銀と政府との関係

「政府と中央銀行の関係」に関する問題は、従来から、日銀法改正における大きな論争点であり、また、中央銀行の本質に係わる重要な論点である。1960年の金制調答申においては、政府と日銀の関係について両論併記に終わるほどの激しい論議が交わされたが、今回の法改正に当たっては、日銀の「独立性」に係わる憲法第65条(「行政権は、内閣に属する」)についての議論は行われたが、新日銀法における「個々の業務及び組織の法的性格に関する規定の内容は、旧日本銀行法の規定をほぼ継承した部分が多く」<sup>(8)</sup>、十分、論議が尽くされたとは言えない。

---

(7) 吉野(1962) p.400~402

(8) 前掲日銀「公法レポート」 p.63

この問題は、言い換えれば、中央銀行としての日銀が、政府に従属する「行政機関もしくはそれに準ずる機関」であるかどうかにかんすることができ、中央銀行の根幹に係わる重要な問題である。もし、日銀が行政機関もしくはそれに準ずる組織であるとされれば、その行為や「独立性」に一定の制約が生じてくるし、日銀に対する政府の関与が大きくなる可能性があるからである。

新法は、政府と中央銀行の関係について、まず、総則第4条において、日銀は、「その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない」ことを規定し、その仕組みの一つとして、金融政策を議事とする政策委員会への政府からの出席および出席者の議案提案および議決延期請求権を認めた（第19条）。これは、中銀研報告書および金制調答申において、金融政策の審議に当たっては、政府との連絡を密にし、政府との政策の整合性を確保しなければならない、との考え方が示されたからである。

こうした考え方は、「金融政策の実施は行政権限の行使に当たり」、<sup>(9)</sup>日銀は、内閣に従属する行政機関ではないが、法によりその権限が付与されているので、行政機関に準ずる位置づけでよい、とする考え方に基づいている。

これを歴史的に見ると、そもそも日銀は、「政府債務の貨幣化」を避けるため、また、近代的な信用制度確立のために、政府とは別組織の新たな中央銀行（イングランド銀行のように既存の民間銀行に中央銀行としての機能を認めた形ではなく）として設立されたものであり、そこには、行政と通貨・金融制度との分離の思想が存在していたと考えられる。

しかし、創立の根拠法であった日銀条例も、制定の経緯から、ベルギー国立銀行の「絶対王政的色彩」を受け継ぎ、政府の行政権を強く意識したものとなった。そして、それを引き継いだ旧日銀法も、戦時の異常な国家活動の下で、政府の行政権の強化を目的として制定されたものであったために、政府と日銀の関係は、これまで主・従の関係として意識され、その結果、旧法を前提とする行政手続法等においても、日銀を「認可法人」として位置付けられてきたものと考えられる。

---

(9) 1997年5月7日、衆議院大蔵委員会における阪田内閣法制第三部長は、「国の通貨発行権に基づく日銀券の発行や、準備率の決定、通貨発行権を前提とした公定歩合操作を通じて行う通貨・金融の調節実施は行政権限の行使に当たる」との見解を示した（日銀「公法レポート」p.69）。

以上のように、我が国においては、日銀と政府の法的関係が明確にされてこなかったため、また、歴史的な経緯もあって、新法においても、日銀を「公的にチェックする枠組みが必要である」との考え方（中銀研報告書および金制調答申）が基本となっている。

しかし、中央銀行は、本来、イングランド銀行の生成の過程が示すように、社会経済の必要性に伴い、行政主体とは別の人格による「通貨の番人」として、あるいは「決済システムの番人」として生成されてきたものである。また、中央銀行の活動は、市場の中で市場の構成員の一員として行われる。中央銀行は「銀行」であって、およそ行政権力を行使する機関（行政主体）とは異なる存在である。

さらに、もともと通貨高権は国のものであり、通貨価値の維持と通貨の調節機能も、本来、国民経済の安定のための国の役割であるが、すでに述べてきたように、中央銀行は、政府に代わってその任務を果たすべき存在となったのである。もちろん、通貨の調節は、国の経済政策と密接な関係があり、両者の「協調」が当然必要となる。従って、両者の関係は、いわば、「良き隣人関係」<sup>(10)</sup> でなければならない。

これを法的側面から見れば、前述のように、日銀は、公的性格を持つ特殊法人と言うべきであるが、私法人に近く、ましてや「行政機関」ではない。国の通貨高権に基づく日銀券の発行権限は、日銀法と言う特別法により日銀に委譲されており、また、国は同法に基づき金融政策の決定と実施についても日銀に委ねたことになる。要するに、「通貨とその管理」に関する任務は、日銀法に基づいて、日銀に付託ないし委任されている、と解すべきであろう。<sup>(11)</sup>

### 3. 日銀の独立性（自主性）と透明性

新法は、その総則第3条において、日銀の金融政策における「自主性<sup>(12)</sup> は、尊重されなければならない」こと、また、その「意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするように務めなければならない」（透明性）と規定し、さらに、第5条第2項は、日銀の「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」ことを規定した。これは、

---

(10) 西川元彦「中央銀行」、東洋経済新報社、1984年。

(11) 日銀「公法レポート」(p.71) は日銀の業務の法的性格については、日銀法改正の過程を含め、これまで個別、具体的に分析・検討がなされていないため、立法者が当該業務を「一旦国の業務として留保した上で日銀に委ねる」意図を持っていたかどうかは必ずしも明らかではないとし、日銀が、従って行政機関に準ずるものであるかどうかについても結論を先送りし、さらに深い検討が必要であることを示唆した。

(12) 「独立性」と言う用語は、法律条文として馴染まないとの理由で「自主性」に置き換えられた。本稿においては、両者を同義語として使用する。

中銀研報告書の「インフレ的な経済運営を求める外部からの圧力を排し、物価の安定を達成するためには、中央銀行に独立性を付与する必要がある」。また、同時に、日銀は、その政策運営において、国民・国会に対して「説明責任」があり、「透明性を伴った独立性」が望ましい、との考え方に基づくものである。この「開かれた独立性」は今回の法改正の基本的な理念であった。

なお、金融政策の決定とその運営において、日銀に政府からの独立性を認める場合に問題となる憲法第65条との関係については、「金融政策という専門的判断を必要とする分野においては、人事権等を通じた政府のコントロールが留保されていれば」、日銀に、内閣から独立した「行政的色彩を有する機能」を付与しても、違憲とは言えない、との考え方である（中銀研報告書）。

今回の法改正において、中央銀行である日銀に「独立性」を付与すべきであるとする考え方の歴史的・国際的背景としては、次の諸点を指摘できるであろう。

第1に、前述のように日銀創立における「政府債務の貨幣化」回避の思想は、「中央銀行の独立性」が前提となっていると言うべきである。

第2に、我が国においては、今回の法改正の出発点となった「大蔵省改革プロジェクト・チーム」の検討において、「バブル、ポストバブルの時代を含めた経済運営についての深い反省を踏まえて、財政政策・金融政策の政策運営の独自性の強化を図ることが必要」であり、日銀法の「抜本的な改正」に踏み切ることを提起（同チーム最終報告書、1996年9月）したことである。その「反省」とは、基本的に政府の関与を認める旧法下において、金融政策が政府の圧力に押され、インフレに対処できなかった70年代初め、およびバブル経済と後の経済混乱をもたらした80年代末期の経験を指している。<sup>(13)</sup>

第3に、国際的にも、「物価の安定」が経済の安定的成長の最大の課題されるようになり、その達成のために中央銀行の独立性が世界共通の課題となってきたことである。1991年のマーストリヒト条約の合意に基づき、1999年1月に発足した欧州中央銀行制度において、中央銀行の独立性強化が加盟各国の義務となったことがこれを象徴している。

次に、中央銀行の独立性は、貨幣哲学ないし中央銀行の本質論に根ざすものである。すなわち、一国の通貨は、本来、自由な貨幣契約によって生まれ、何人によっても自由にできない「不可侵性」を持つものであって、「政府によってさえも勝手にする」ことは

---

(13) 鈴木（1993）p.209、吉野（1996）p.18、および同（1997）p.13.各参照。

できないものである。<sup>(14)</sup> また、これまで述べてきたように、中央銀行は行政機関ではなく、その活動は行政権限の行使ではないことは、「中央銀行の独立性」の重要な根拠の一つとなろう。その結果、国の通貨高権が法律に基づいて中央銀行に委ねられ、中央銀行が通貨の管理・調節についても責任を負うことになったのである。

中央銀行の独立性は、以上のような歴史的・国際的背景、貨幣哲学および中央銀行の本質に由来するものである。<sup>(15)</sup>

中央銀行の「透明性」も独立性を維持する中央銀行の本質に基づくものである。中銀研報告書は、日銀は「政策決定の透明性の確保によりアカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくことが、極めて重要である」とし、金制調答申も、その前文で「政策運営の透明性確保という観点から、政策決定の枠組み全般について改革を行うことが不可欠である」とした。このため、旧法においては、政策委員会の国会への報告（第13条第3項10）および「事業概況の公告」（第41条）にとどまっていた関連規定が大幅に改められ、新法では、総則（第3条第2項）で、政策決定の内容・過程を国民に明らかにするよう務めなければならないことを規定するとともに、速やかな政策委員会の議事概要の公表および相当期間後の公表（第20条第2項）、<sup>(16)</sup> 業務状況に関する国会での説明（第5条3）などの規定が設けられた。

中央銀行における政策決定過程および運営全般についての「透明性」、すなわち、日銀が法に基づいて、自主的にその権限を遂行していく場合の国民（権限の授権者）に対する「説明責任」は中央銀行の当然の義務であり、それは政治家がその責任を負う場合と同様である。日銀における「透明性」と「独立性」は対をなすものであり、いわば中央銀行の本質に根ざすものである。

#### 4. 新日銀法の問題点

以上、日銀の法人格、日銀と政府との関係および日銀の独立性・透明性に関して、日銀の組織の面からその本質を検討してきた。以下、上のような検討の結果、浮かび上がってきた新日銀法の主要な問題点を指摘したい。

##### （1）法人格および資本金（新法第6条および第8条、以下同）

新法第6条の「日本銀行は、法人とする」との規定は、日銀が如何なる性格の法人で

---

(14) S.H.Frankel (1977) p.67

(15) 鐘ヶ江 (1999) p.86参照。

(16) 日銀政策委員会は、政策委員会の「各会合から10年後」に決定した（1998年10月16日）。



あるかが不明確であり、同条は、1960年金制調答申が提言したように「日本銀行は、本法に基づく特殊法人とする」とすべきであったと考えられる。

その理由は、前述の通り、第1に、日銀は「認可法人」ではなく、「特殊法人」であるとする学説が多いこと、第2に、日銀条例により「認可法人」として設立された日銀は、旧日銀法成立の段階で、日銀法を設立根拠法とする新たな「特殊法人」に「改組」されていると解釈すべきであること、第3に、「認可法人」と解釈されることにより、後に述べるように、日銀の独立性が弱められる恐れのある条文を排除できず、新法における「日銀の自主性は確保されなければならない」と言う理念との整合性を欠くことになった。従って、日銀を「認可法人」としている現行の行政手続法施行令1条3号の見直しの必要性も生じてくる。

また、新法における「資本金」の規定は旧法同様となったが、今日では、1億円と言う日銀の資本金はその資産総額（平成11年9月末で68.8兆円）に比べて無意味な金額であり、また、民間出資の意義も再検討する必要がある。こうした問題が新法において未解決のままとなったのは、法改正に当たり、日銀の法人格についての真正面からの検討を避けた結果であり、国際的にも説明に窮する新法の大きな問題点の一つであると言えよう。

## （2）定款（第11条第2項）

新法第11条は、日銀の定款において規定すべき事項を定め、その変更は、「大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」（第2項）と規定している。しかし、資本金、政策委員会、役員、業務、銀行券の発行など定款で規定すべき事項については、別に日銀法が定めるところであり、その変更は、法律に基づいて行えば足りることであり、重要な変更は、当然、日銀法の改正を伴うことになる。これは、旧法の規定（第9条第2項）をそのまま引き継いだことによるもので、定款の変更を大蔵大臣の認可事項とすることについては、再考を要する事項であると考えられる。これも、日銀を「認可法人」とした法人格についての解釈から生じた新法の問題点の一つである。

## （3）政策委員会への政府からの出席と議決延期請求権（第19条）

日銀の独立性に関連する新法の最大の問題点は、新法第19条が定めた政策委員会への政府からの出席者（「必要に応じて、大蔵大臣または経済企画庁長官、またはそれぞれの指名する職員」）が意見の陳述、議案の提案および議決延期請求を可能としたことである。これは、「政府との連絡を密にし政策の整合性を確保するとともにその過程の透明性を高

める」こと（中銀研報告書）、および「政府にその見解を政策委員会において十分説明する機会を与えることが重要である」（金制調答申説明書）との考え方に基づくものである。

しかし、「政府からの出席者」に与えられた権限のうち、金融政策に関する議案の提案権および議決延期請求権については、その採否は政策委員会の議決によるとされているが、本来、議決権が与えられていない者が金融政策に関する議案を提案でき、議決の延期を請求することができること自体に大きな疑問が存在している。政府との意思疎通は、政策委員会以外の場に置いて、密接な連絡・意見の交流により可能であり、政策決定過程の「透明性」が確保されている新法下において、政策委員会の場において政府との意思疎通を担保しようとする枠組みは不要な政府の関与と言うべきである。

実際、新法施行後の政策委員会の議事要旨を見ると、そこに記録されている政府側の発言は、一般的な政府の経済政策の説明に過ぎず、あえて出席してそれを述べる必要性もない内容にとどまっている。また、「議決延期請求権」の範となったと思われるドイツ連邦準備銀行制度においては、1997年12月、中央銀行の独立性確保の観点から、この制度を廃止した。

この点は、中央銀行の「独立性」が、その本質に由来するものであり、政策決定過程の「透明性」が確保されていれば、それ以上政府の関与が許されるものではないと言う現代の中央銀行制度の基本が歪められた事例であり、新法のグローバル・スタンダードから見た最大の問題点であると言える。

#### （４）日銀の国債引受け（第34条3, 4）

日銀は、財政法但し書き規定により、国債の応募・引き受けができ、また、大蔵省証券等の応募・引き受けができることになっているが、これらについては、「政府債務の貨幣化」回避という中央銀行の本質や財政法の精神に即して、原則禁止ないし歯止めの規定を設けるべきである。

#### （５）大蔵大臣による日銀の違法行為の是正（第56条）

新法では、日銀の独立性を高めるための措置として、旧法にあった政府の一般的監督権、業務命令権および日銀監理官制度が廃止された。しかし、「日銀のような公共的使命を持った機関が、全く外部からの監督を受けないのは適当ではないので、必要最小限のチェックである適法性（法令・定款違反）の監督が必要である」（金制調答申説明書）との考え方から、日銀役員に対する大蔵大臣による違法行為の是正措置が規定された。

しかし、役職員の法令・定款違反行為については、日銀法における罰則規定（第63条以下）に包含すればよいことであり、この規定は、中銀研報告書にはなかった点であり、立法に際して、主務大臣の日銀に対する影響力を維持しようとした意図が伺われ、その結果、日銀の独立性を弱める要素の一つとなったと言える。

#### （6）経費の予算（第51条）

日銀の独立性との関連では、日銀の経費の予算に関する大蔵大臣の認可制度も大きな問題である。すなわち、新法第51条は、金融政策の運営に支障がなく、政令で定める経費の予算については、事前に「大蔵大臣に提出して、その認可を受けねばならない」と規定し、ただし、日銀の独立性への配慮から、同条の第2項以下で、認可しない場合の理由の公表等の、いわゆる「セーフ・ガード条項」が加えられた。なお、「政令で定める経費」（日本銀行施行令第14条）には、日銀券の製造費、役職員の給与等が含まれる。

この規定は、日銀の経費が「通貨発行益により賄われている等の日本銀行の公的性格から」、「公的にチェックする必要がある」（中銀研報告書）こと、また、日銀は「営利法人ではないため、経費効率化のインセンティブに欠けるおそれも否定できない」、従って、「妥当な支出がなされているかをチェックする仕組みが必要とされる」（金制調答申）との考え方に基づくものである。

経費の予算の認可制は、基本的には旧法（第37条）を引き継いだものである。これは、日銀の経費が、通貨発行益から賄われるものであり、また、すでに述べたように、日銀が行政機関に準ずる法人であるとの考え方に基づくものであって、日銀の法人格や上の「公的性格」についての、より深い検討がなされなかったためである。

しかし、独立性が付与された日銀の経費は、本来、「自主的に決められるべきであり、決算の国会への報告と会計検査院のチェックで充分である」。<sup>(17)</sup> 主要国の例を見ても、フランスを除き、運営経費について、予め政府の承認を必要とするケースは少なく、公認会計士事務所や外部の監査機関の監査を受けるケースが一般的である。<sup>(18)</sup> 米国FEDのグリーンズパン議長も、「政府が予算認可権を握ると、中央銀行の独立性を確保できない」と述べている。<sup>(19)</sup>

なお、「役職員の給与等」については、別途、新法第31条により「その基準等を定め、

(17) 日本銀行の独立性に関する研究会「中央銀行研究会報告書に対する意見」（平成8年11月26日）。鐘ヶ江（1999）巻末に所収。

(18) 鐘ヶ江（1999）p.130

(19) 朝日新聞、1996年11月20日。

大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない」ことになっている。第51条の規定の存在は、日銀役員給与について二重のチェックが行われることを意味している。以上のような大蔵大臣による日銀の経費の予算に対する関与は、日銀の独立性を弱めるものとして再検討すべき点である。

## Ⅱ. 日銀の本質的機能と新日銀法

### 1. 発券機能

#### (1) 発券機能の本質

日銀の発券機能は、「発券銀行として独占的に通貨発行権を付与された」、一般の商業銀行が保有することのない日銀固有の機能であり、通貨信用の調節と並ぶ日銀の「本質的任務」（中銀研報告書）である。新法第46条は、日銀が銀行券を発行し、同時に、それが法貨として強制通用力をもつものであることを規定した。

日銀の発券業務の法的性格については、「行政権限の行使に当たる」とする政府の考え方<sup>(20)</sup>や、「発行自体が当然に国家作用とはいえない」とする考え方<sup>(21)</sup>もあり、一様ではない。もともと通貨高権が国に帰属するものであることは疑う余地はないが、それは、日銀法により日銀に委譲されている権限であり、硬貨に関するものを除き、もはや国の権限ではない。

この点に関して、日銀創立の時点に遡ると、国は、政府紙幣の信用回復のため、通貨高権を行政主体ではない半官半民の「株式会社」に委譲した「日銀条例」により、日銀を創立し、それ以来、日銀の独占発行権が今日に引き継がれているものである。従って、発券機能が、それによって通貨発行益が生じることや日銀券が強制通用力を有することを以て、行政事務であるとする政府の考え方には疑問がある。通貨発行益は、日銀法により、経費、税金、各種引当金、法定準備金、配当金に充てられるものを除き、全額国庫に納入しなければならないことが定められている（新法第53条）。

要するに、日銀の発券機能は、行政権限の行使ではなく、法に基づく日銀固有の本質的業務であり、政府といえどもそれに立ち入る余地のない性格の業務である。

#### (2) 新法の問題点

上のような発券業務の本質と言う観点から、新法の規定を見ると、以下のような問題

---

(20) 前掲脚注9参照。

(21) 江頭憲治郎氏の考え方（日銀「公法レポート」p.95）。

点が存在する。

#### ア. 日銀券発行業務における政府の関与

新法では、旧法にあった「最高発行額制限制度」や「発行保証制度」など、銀行券の発行メカニズムに関する制度を廃止し、政府の関与を排除した。しかし、日銀券の種類は政令（旧法では主務大臣）で定め、その様式は大蔵大臣が定めて公示することになっている（新法第47条）。また、損札の引き換えについては大蔵省令（旧法では主務大臣）がこれを定め、日銀券の製造および消却の手続きについては、旧法と同様、主務大臣の承認が必要とされる（新法第48及び49条）。

貨幣法が定める通貨の単位や貨幣（硬貨）の製造および発行権能は政府に属するとしても、一旦日銀の権限とされた日銀券の発行に関して、その引き換えおよび消却等についても、引き続き政府の権限とした新法の規定は、日銀券発行業務が行政権限の行使ではないことや日銀の自主性の尊重の観点から見ると、今後、日銀に一定の自主性を与えることも検討すべきであろう。

#### イ. 剰余金処分に關する政府の関与

剰余金の処分に關する、準備金の積立て（大蔵大臣の認可）、配当（同）および国庫納付金の一部概算納付（政令）などの新法第53条の諸規定は、旧法同様、政府の規制色を残すことになったが、「特に必要があると認めるとき」の準備金についても大蔵大臣の認可を要するとの規定は日銀の独立性の観点から再検討を要するものである。

以上のような日銀券発行に關連する政府の権限を含む新法の諸規定に關しては、金制調答申は、準備金および配当については答申を行ったが、その他の事項については触れていない。その結果、立法の段階で、政府の関与が強い旧法の規定を再検討することなく、そのまま引き継ぐことになったと思われる。

## 2. 通貨・金融の調節機能

### (1) 通貨・金融の調節機能の本質

日銀の「通貨・金融の調節機能」、すなわち「金融政策」<sup>(22)</sup>は、日銀法により、日銀に

---

(22) 日銀の「通貨・金融の調節」機能は、新法第1条により、銀行券の発行と共に日銀の目的として定められたもので、慣習上、「金融政策」と同義語と理解されている。通常、「政策」は国その他の行政主体が行政事務の一つとして行うものであるので、本来、行政主体ではない日銀が行う業務を「政策」と呼ぶことに疑義を持つが、一方で、日銀法も、「政策委員会」（第2章）として規定しており、ここでは慣習に従うことにする。

通貨発行権が付与された結果、通貨の対内価値安定のため必然的に生じる発行主体としての当然の責務であり、発行業務と金融政策は共に日銀の固有の任務である。

中央銀行の歴史においても、例えば、イングランド銀行は、金本位制離脱後、自らが発行する銀行券の価値維持を「最大の使命」として認識するようになり、<sup>(23)</sup> 我が国においても、通貨価値の安定こそが日銀条例に基づく日銀創設の趣意であった。金融政策は、対内通貨価値維持のための手段であり、であるからこそ日銀にその運用の自主性が付与されたのである。

我が国では、「金融政策」の法的性格についても、それを「行政権限の行使」と考えるか否かについて両論が存在している。例えば、前述の通貨・金融の調節業務を行政権限の行使に当たるとの政府の考え方（前掲脚注9参照）に加えて、田中二郎氏は、日銀を政策委員会に独立性が認められた行政機関に準ずる組織と捉え、金融政策業務は行政権限の行使に当たるとしている。一方、山下瑛二氏は、金融政策は「銀行の銀行」を基盤として発展してきたものであり、また、「私的自治の範囲内」でできるものであり、行政権の発動として捉えることは適当ではないとしている。さらに、江頭憲治郎氏も、公定歩合操作や公開市場操作などの強制的要素を伴わない金融政策は銀行取引ないし銀行業務であるとしている。<sup>(24)</sup>

以上の議論が存在するが、これまでの検討を踏まえ、また、以下の点を考慮すると、金融政策が行政権限の行使に相当すると考えることは適当ではない。

第1に、日銀は「銀行」であって、行政機関ないしそれに準ずるものでもない。

第2に、日銀の金融政策は、通貨の発行権能と共に、日銀法が与えた任務（物価の安定<sup>(25)</sup>と信用秩序の維持）を達成するために必要な手段であり、行政事務ではない。

第3に、日銀の金融政策は、市場メカニズムの中にあって、市場構成員の一員として銀行取引を通じて行なわれるものである。

しかし、金融政策の運営は行政権限の行使ではないが、その結果は、経済社会に大きな影響を及ぼすので公共性を伴う。そのため、政府の経済政策との「協調」が求められるところであり、新法も両者の整合性について謳っている（第4条）。

## （2）新法の問題点

以上のような金融政策の本質的な性格から見ると、新法の関連規定には、以下の問題

---

(23) イングランド銀行の金融政策の形成については金井（1989）参照。

(24) 日銀「公法レポート」p.74

(25) 新法では「物価の安定」は金融政策の「理念」とされている（第2条）。

点が存在する。

#### ア) 「理念」としの「物価の安定」

新法は、その第2条で、日銀は「通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする」と規定した。しかし、対内通貨価値の安定すなわち物価の安定は、前述の通り、発券機能が授権された日銀に付帯する当然の責務であって、「物価の安定」は第1条において謳われるべきことである。金制調答申においても、物価の安定は「目的」の事項において述べられている。今日の主要国中央銀行の根拠法も、その殆どが「物価の安定」を第一義的な目的としている。

次に、上の「国民経済の健全な発展に資する」との文言は、それがあたかも日銀の目的に含まれるかのような誤解を招く恐れがある。「国民経済の健全な発展」を図ることを、上位概念である「理念」に含めることは適切であるとは言えない。

従って、これを改訂するとすれば、第1条は、「日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、物価の安定のため通貨及び金融の調節を行うことを目的とする」と規定すべきであったと考えられる。

#### イ) 他業の禁止規定

日銀が「日銀法が規定した業務以外の業務」を行うときは、大蔵大臣の認可を必要とする（新法第43条）。これは、金制調答申に基づくものであるが、中銀研報告書にはなかった事項である。日銀の業務は、「第1条の目的を達成するため」ものとして、手形の割引、貸付、債券の売買、国債その他の債券の貸借等を規定している（同第33条）。しかし、金融政策の運営は日銀の銀行業務を通して行われるため、上記業務の認可制は、国際経済・金融環境の著しい変化に対応する政策運営が期待されている今日においては、金融政策の機動性と自主性を損なうおそれがあり、「法は、中央銀行の基本的な業務を規定し、その細目の決定は政策委員会に委ねるべきである」。<sup>(26)</sup>

### 3. 決済機能

#### (1) 決済機能の本質

日銀は、銀行券と共に当座預金を資金決済手段として提供している。我が国における

---

(26) 日本銀行の独立性に関する研究会「意見」。

全ての資金決済は、いわゆる「日本銀行ネットワークシステム」に集中され、それを通じて行われる。日銀の決済業務、決済システムの運営は、通貨・金融の調節と共に中央銀行の本質的機能である。また、日銀の使命は対内通貨価値の安定を図ることであるが、日銀は、その基盤となる決済機構の安定と信用秩序の維持に関して、一定の責任を分担することになっている。

しかし、今日、この日銀の決済業務ないし信用秩序維持業務に関する法的性格については必ずしも明確となっていない。すなわち、①それは行政事務であって、その一部が日銀に委ねられていると言う考え方と、国の事務ではないが公益性の観点から国の関与が認められるものである、との二通りの考え方があり、何れにしても、それは国が関与できる事務であるとの考え方が採られている。

そのため、日銀法では、総則第1条で、銀行券の発行、金融政策の運営と共に、「資金決済の円滑を図り、もって信用秩序の維持に資する」ことを日銀の目的として謳った上で、①日銀に対して、金融機関等で偶発的な予見しがたい支払い資金の一時的な不足が生じた場合、日銀の判断で行う「一時的貸付」を認め（第37条）、さらに、②大蔵大臣が、信用秩序の維持に重大な支障が生じる恐れがあると認めたときは、日銀に対して当該金融機関への貸付け等を要請することができ、日銀は、その要請に基づいて特別の条件で融資ができる（第38条）とした。

こうした日銀法立法の趣旨は、「信用秩序の維持は最終的には政府にある」（中銀研報告書）が、日銀も金融システムリスクに対してその責任の一端を担うべきである、との考え方に立っている。

## （2）新法の問題点

以上のように、日銀は、信用秩序の維持に関して、政府と共同で責任を持つこととされた。

この場合問題となるのは、「信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがある」（第38条）場合について、大蔵大臣が貸付を要請する金融機関が、当該金融機関の責めに帰すべき経営破綻のケースが含まれる可能性があると言う点である。このような金融機関に対する貸付が、貨幣発行益を原資とする資金から行われるとすれば、それは日銀本来の機能を越えるものであると言うべきである。

このように、「信用秩序の維持に資する」との第1条の文言は曖昧さを残しており、信用秩序維持に関する法的性格を明らかにした上で、日銀の責務について、より明確な規



定とすべきであったと考える。<sup>(27)</sup>

#### 4. 「政府の銀行」機能

##### (1) 「政府の銀行」機能の本質

日銀の「政府の銀行」業務には、次のものがある。

##### ア) 日銀法が定める業務

- ①第34条による国に対する貸付等（財政法第5条但し書き規定による無担保の貸付、一時貸付、国債の応募又は引受け、大蔵省証券その他の融通証券の応募又は引受け）
- ②国庫金の取扱い等（第35条）
- ③通貨及び金融に関する国の事務の取扱い（第36条）
- ④外国為替の売買（第40条および41条）

##### イ) 会計法が定める日銀業務

- ①国庫金の出納事務および「政府預金」の計算整理（同法第34条）
- ②政府所有・保有有価証券の取扱事務（同法第35条）

##### ウ) 「国債ニ関スル法律」が定める日銀業務

国債の発行、登録、償還および元利払いに関する事務（同法第1条）

##### エ) 外国為替及び外国貿易法が定める日銀事務

対外直接投資等における申請・届出等の受理、資本取引等の許可、国際収支統計の作成等（同法第69条1）

##### オ) 外国為替資金特別会計法が定める日銀事務

外貨及び円貨の受払いに関する事務（同法第5および6条）

##### カ) 資金運用部資金法が定める日銀事務

資金の運用事務（同法第16条）

上記の日銀法が定める業務のうち、貸付および国債の引受けは、政府を相手とする「銀行取引」であり、国庫金の事務取扱も、今日では、国の機関（出納官吏）としてでは

---

(27) 日本銀行の独立性に関する研究会「意見」。

なく、政府との「預金取引」として行われている。ただし、国庫金の出納事務については、日銀が引き続き行っており、行政機関に準じて会計検査院の検査を受けることになっている（会計法第36条）。また、「通貨及び金融に関する国の事務の取扱い」に要する経費については、日銀の負担とすることができることとなっている（新法第36条3）。

その他の国の事務の取扱いについては、性質上は、国の日銀に対する委任、代理契約に基づいて行われるものであって、日銀の主体性に関しては、問題はないと思われる。

日銀が「政府の銀行」と言われるのは、日銀が政府を相手として銀行取引を行い、あるいは、政府に代わって政府の事務を行っているからであって、日銀が「政府のメイン・バンク」であることを意味している。

要するに、政府と日銀の関係は、法律上は、取引、委任ないし代理などの契約に基づく対等の当事者の関係にある。「政府の銀行」という意味は、日銀が「政府を顧客とする銀行」、という意味である。

## （2）新法の問題点

以上のような観点から「政府の銀行」業務に関する新法の諸規定を見ると、以下の問題点を指摘することができる。

### ア) 日銀による国の事務経費

上に述べたように、新法は、通貨及び金融に関する国の事務の経費について、「日銀の負担とすることができる」（第36条3）と規定した。これは、金制調答申が、それで「現状で問題は生じておらず、将来も特段に問題は想定されない」との考え方を示したからである。また、これは、預金取引と国庫金の出納事務が一体となってしまうとの考え方に基づいていると思われるが、出納事務の基本的性格は、国からの委任事務であり、国は主要国の例<sup>(28)</sup>に倣って手数料を支払うべきであろう。国の費用と中央銀行の通貨発行益は峻別されるべきであり、また、日銀の独立性を謳う新法の理念との整合性を図かるためにも、第36条第3項の規定は見直す必要がある。

### イ) 外国為替の売買

外国為替の売買に関する新法の規定は、日銀は、それを「国の事務の取扱いをする者として」（政府の代理人として）行い、外国為替業務については、為替の平衡介入を含めて全て政府の一元管理となった（第40条）。従って、「通貨価値の安定」のうち通貨の対

---

(28) 日銀「公法レポート」p.115

外価値の安定については、政府が責任を負い、日銀は対内価値の安定（物価の安定）がその任務とされている。

しかし、変動相場制下の今日、その影響が国内物価に大きな影響を及ぼすことは明らかであり、内外金融の一体化のためにも、少なくとも、平時における外国為替操作は、<sup>(29)</sup> 主要国における例に倣い、部分的な日銀への委任を行う仕組みを検討する必要がある。

## おわりに

以上、「中央銀行の本質」と言う観点から、組織および業務の2つの側面で検討してきたが、すでに述べたように、新法には、問題点や、再検討すべき点が数多く存在している。

最大の問題点は、立法に際して、「中央銀行の本質」論や、日銀の法人格、業務の法的性格などの法律論からの検討が十分行われなかった点であり、その結果、新法においては、旧法をそのまま引き継いだ条項も多く見られ、また、不透明な点や、先送りとなった問題が生じたと考えられる。

この原因は、今回の改正が、約半世紀振りの画期的かつ歴史的な意義を持つものであるにもかかわらず、改正作業に充てられた時間が非常に短かったことに起因していると考えられる。また、その間に、欧州中央銀行の設立などの国際環境の変化も生じたが、中央銀行のグローバル・スタンダードについても十分考慮される時間的な余裕が少なかったと言える。例えば、日銀政策委員会への政府出席者による「議決延期請求権」の規定は、国際的に見て、もはや時代遅れの制度であり、日銀の独立性確保の観点からも、その速やかな是正が必要である。

今後、こうした新法の諸問題について、改めて見直しを行う公的な場を設け、適当な時期に、日銀法の「再改正」に向けて取り組んで行くことが、日銀が、真に独立性を確保し、我が国の「21世紀の金融システムの中核に相応しい中央銀行」（中央銀行研究会報告書）にとっての重要な課題であると考えられる。（完）

---

(29) 日本銀行の独立性に関する研究会「意見」。

## 【参考文献】

- 安念潤司（1992）「日銀の法的地位」、日銀金融研究所「講演要旨」、7月
- 大蔵省銀行局編「中央銀行制度—金融制度調査会関係資料」、1959年5月
- 金井雄一（1989）「イングランド銀行金融政策の形成」、名古屋大学出版会
- 鐘ヶ江毅（1998）「新しい日本銀行法」、三木谷良一・石垣健一編著『中央銀行の独立性』、東洋経済新報社（第1章）
- （1999）「新しい日本銀行—改正日本銀行法の研究」、勁草書房
- 兼子 仁（1997）「行政法学」、岩波書店
- 鈴木淑夫（1993）「日本の金融政策」、岩波書店
- 金融制度調査会（1997）「日本銀行法の改正に関する答申」2月6日
- 中央銀行研究会（1996）「中央銀行制度の改革—開かれた独立性を求めて」11月12日
- 西川元彦（1984）「中央銀行—セントラル・バンキングの歴史と理論」、東洋経済新報社
- 日本銀行金融研究所「公法的観点から見た日本銀行の業務の法的性格と運営のあり方」『金融研究』第18巻第5号、1999年12月（本稿では「公法レポート」と略称）
- 日本銀行の独立性に関する研究会（1996）「中央銀行研究会報告書に対する意見」11月26日
- （1997）「金融制度調査会答申に対する意見—日本銀行の真の独立性確保を」2月12日
- Frankel, S. H.（1977）Money: Two Philosophies（吉沢英成訳「貨幣の哲学—信頼と権力の葛藤」、文眞堂、1984年）
- 三木谷良一（1998）「新日本銀行法の問題点と望ましい運営」、三木谷良一・石垣健一編著『中央銀行の独立性』、東洋経済新報社（第2章）
- 吉野俊彦（1962）「日本銀行制度改革史」、東京大学出版会
- （1996）「日銀法改正への視点」、『日本経済研究センター会報』6月19日号
- （1997）「日銀法改正の問題と21世紀の中央銀行」、『金融ジャーナル』2月号

【付録】

日本銀行法（平成9年法律第89号）

施行1998年4月1日

改正1997年6月22日

第1章 総 則

（目的）

第1条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

（通貨及び金融の調節の理念）

第2条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第3条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

（政府との関係）

第4条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

（業務の公共性及びその運営の自主性）

第5条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

2 この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(法人格)

第6条 日本銀行は、法人とする。

(本店及び支店等)

第7条 日本銀行は、本店を東京都に置く。

2 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、支店その他の事務所を設置し、移転し、又は廃止することができる。

3 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、その業務の一部を取り扱う代理店を設置し、又は廃止することができる。

4 大蔵大臣は、前二項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る認可をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申請の内容とともに公表しなければならない。

(資本金)

第8条 日本銀行の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資による一億円とする。

2 前項の日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。

(出資証券)

第9条 日本銀行は、前条第1項の出資に対し、出資証券を発行する。

2 前項の出資証券その他出資に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の譲渡)

第10条 出資者は、政令で定めるところにより、その持分を譲り渡し、又は質権の目的とすることができる。

(定款)

第11条 日本銀行は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 本店及び支店の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 政策委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 銀行券の発行に関する事項

九 会計に関する事項

十 公告及び公表の方法

- 2 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第7条第4項の規定は、前項の認可について準用する。

(登記)

第12条 日本銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

- 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第13条 日本銀行でない者は、日本銀行という名称を用いてはならない。

## 第2章 政策委員会

(設置)

第14条 日本銀行に、政策委員会（以下この章及び次章において「委員会」という。）を置く。

(権限)

第15条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

- 一 第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更
  - 二 第33条第1項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
  - 三 準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第4条第1項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
  - 四 第33条第1項第3号に規定する手形又は債券の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通して行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形又は債券の種類及び条件その他の事項の決定又は変更
  - 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
  - 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更
- 2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事

項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 第37条第1項の規定による貸付けの実施及び第38条第2項の規定による業務の実施
  - 二 第39条第1項の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
  - 三 第40条第3項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため行う外国為替の売買の実施、第41条に規定する業務に係る各外国中央銀行等（同条に規定する外国中央銀行等をいう。）との取引の開始及び第42条の規定による取引の実施
  - 四 第43条第1項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
  - 五 第44条第1項に規定する考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項
  - 六 定款の変更
  - 七 業務方法書の作成又は変更
  - 八 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止
  - 九 組織及び定員に関する重要事項（前号に掲げるものを除く。）
  - 十 第31条第1項に規定する給与等の支給の基準及び第32条に規定する服務に関する準則の作成又は変更
  - 十一 不動産その他の重要な財産の取得又は処分
  - 十二 経費の予算（第51条第1項に規定する経費の予算をいう。）の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の会計に関する重要事項
  - 十三 第54条第1項に規定する報告書の作成及び第55条に規定する業務概況書の作成
  - 十四 第59条に規定する規程の作成又は変更
  - 十五 この法律の規定により委員会が定め、又はこの法律若しくは他の法令の規定により委員会が行うこととされる事項
  - 十六 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項
- 3 委員会は、日本銀行の役員（監事及び参与を除く。）の職務の執行を監督する。

#### （組織）

第16条 委員会は、委員九人で組織する。

- 2 委員は、審議委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもってこれに充てる。この場合において、日本銀行の総裁及び副総裁は、第22条第1項及び第



- 2 項の規定にかかわらず、それぞれ独立して委員の職務を執行する。
- 3 委員会に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 議長は、委員会の会務を総理する。
- 5 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(会議の招集)

- 第17条 委員会の会議は、議長（議長に事故があるときは、前条第5項に規定する議長の職務を代理する者。以下この条、次条及び第20条において同じ。）が招集する。
- 2 議長は、委員会の会議のうち第15条第1項各号に掲げる事項（以下この章において「金融調節事項」という。）を議事とする会議については、政令で定めるところにより、これを定期的に招集しなければならない。
  - 3 前項の規定は、議長が必要と認める場合又は現に在任する委員の総数の三分の一以上が必要と認めて議長に対しその招集を求めた場合において金融調節事項を議事とする会議を招集することを妨げるものと解してはならない。

(議事の運営)

- 第18条 委員会は、議長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。
  - 3 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(政府からの出席等)

- 第19条 大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、又はそれぞれの指名するその職員を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。
- 2 金融調節事項を議事とする会議に出席した大蔵大臣又はその指名する大蔵省の職員及び経済企画庁長官又はその指名する経済企画庁の職員は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。
  - 3 前項の規定による議決の延期の求めがあったときは、委員会は、議事の議決の例により、その求めについての採否を決定しなければならない。

(議事録等の公表)

第20条 議長は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、委員会の定めるところにより、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、当該書類について金融調節事項を議事とする会議において委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。

2 議長は、委員会の定めるところにより、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員)

第21条 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁一人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第22条 総裁は、日本銀行を代表し、委員会の定めるところに従い、日本銀行の業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、日本銀行の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、大蔵大臣又は委員会に意見を提出することができる。

5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、委員会に意見を述べるることができる。

(役員の仕事)

第23条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

3 監事は、内閣が任命する。

- 4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、大蔵大臣が任命する。
- 5 総裁、副総裁又は審議委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、総裁、副総裁又は審議委員を任命することができる。
- 6 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその総裁、副総裁又は審議委員を解任しなければならない。

(役員任期)

- 第24条 総裁、副総裁及び審議委員の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁、副総裁又は審議委員が欠員となった場合における補欠の総裁、副総裁又は審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 総裁、副総裁、審議委員、監事、理事及び参与は、再任されることができる。

(役員身分保障)

- 第25条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第23条第6項後段に規定する場合又は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。
- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
  - 二 この法律の規定により処罰されたとき。
  - 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - 四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監事にあつては、委員会及び内閣）により認められたとき。
- 2 内閣又は大蔵大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。
  - 3 前項の規定によるほか、理事については、大蔵大臣は、委員会からその解任の求めがあつたときは、当該求めがあつた理事を解任することができる。

(役員行為制限)

- 第26条 日本銀行の役員（参与を除く。以下この条、第31条及び第32条において同じ。）は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。
  - 二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

三 報酬のある他の職務（役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第32条に規定する服務に関する準則で定めたものを満たすものと委員会において認めたものを除く。）に従事すること。

四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となったときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

#### （代理人の選任）

第27条 総裁及び副総裁は、理事又は日本銀行の職員のうちから、日本銀行の本店又は支店の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

#### （職員の任命）

第28条 日本銀行の職員は、総裁が任命する。

#### （役員及び職員の秘密保持義務）

第29条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

#### （役員及び職員の地位）

第30条 日本銀行の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### （給与等の支給の基準）

第31条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬（賞与その他の金銭の給付を含む。）、給与（賞与その他の金銭の給付を含む。）及び退職手当（次項において「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならない。

#### （服務に関する準則）

第32条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離そ

の他のサービスに関する準則を定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

## 第4章 業 務

### (通常業務)

第33条 日本銀行は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 商業手形その他の手形の割引
- 二 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け
- 三 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む。）又は国債その他の債券の売買
- 四 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借
- 五 預り金
- 六 内国為替取引
- 七 有価証券その他の財産権に係る証券又は証書の保護預り
- 八 地金銀の売買その他前各号の業務に付随する業務

2 前項第5号の「預り金」とは、預金契約に基づいて行う預金の受入れをいう。

### (国に対する貸付け等)

第34条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第1項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第5条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において担保を徴求することなく行う貸付け
- 二 財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付け
- 三 財政法第5条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行う国債の応募又は引受け
- 四 大蔵省証券その他の融通証券の応募又は引受け
- 五 貴金属その他の物品の保護預り

### (国庫金の取扱い)

第35条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、国庫金を取り扱わなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により国庫金を取り扱う場合には、第33条第1項に規

定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

(国の事務の取扱い)

第36条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、通貨及び金融に関する国の事務を取り扱うものとする。

2 日本銀行は、前項の規定により国の事務を取り扱う場合には、第33条第1項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

3 第1項の国の事務の取扱いに要する経費は、法令で定めるところにより、日本銀行の負担とすることができる。

(金融機関等に対する一時貸付け)

第37条 日本銀行は、金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第2条第2項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。）その他の金融業を営む者であって政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であって、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第33条第1項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出るとともに、金融監督庁長官に通知しなければならない。

(信用秩序の維持に資するための業務)

第38条 大蔵大臣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第57条の2の規定その他の法令の規定による金融再生委員会との協議に基づき信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、当該協議に係る金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。

2 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の要請があったときは、第33条第1項に規定する業務のほか、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。

(資金決済の円滑に資するための業務)

第39条 日本銀行は、第33条から前条までに規定する業務のほか、大蔵大臣の認可を受けて、第33条第1項第5号から第7号までに掲げる業務又は第35条第2項若しくは第36条第2項に規定する業務と一体的に行うことによって金融機関の間における資金決済の円滑に資すると認められる業務を行うことができる。

2 第7条第4項の規定は、前項の認可について準用する。

(外国為替の売買)

第40条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第36条第1項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うことができる。

2 日本銀行は、その行う外国為替の売買であって本邦通貨の外国為替相場の安定を目的とするものについては、第36条第1項の規定により国の事務の取扱いをする者として行うものとする。

3 日本銀行は、第1項の規定により我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、自ら、又はこれらの者の事務の取扱いをする者として行う外国為替の売買のうち、国際金融面での協力を該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため行う外国為替の売買については、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うものとする。

(国際金融業務)

第41条 日本銀行は、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、これらの者との間で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 本邦通貨をもって表示される預金に係る預り金（第33条第2項に規定する預り金をいう。）

二 前号の業務により受け入れた預金を対価として行う国債の売却及びその買取り

三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

四 当該外国中央銀行等又は国際機関が行う国債の売買の媒介、取次ぎ又は代理

五 その他当該外国中央銀行等又は国際機関による本邦通貨又は本邦通貨をもって表示される資産の適切な運用に資すると認められる業務として大蔵省令で定めるもの

第42条 日本銀行は、前条の規定による業務のほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力であって国際金融支援その他の国際金融面での協力を図るため、次に掲げる取引その他の当該協力のために必要な取引を、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うことができる。

- 一 国際決済銀行が有する外国中央銀行等に対する貸付債権の譲受け
- 二 外国中央銀行等又は国際機関に対する信用の供与

(他業の禁止)

第43条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

- 2 第7条第4項の規定は、前項の認可について準用する。

(考査)

第44条 日本銀行は、第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手方となる金融機関等（以下この条において「取引先金融機関等」という。）との間で、考査（取引先金融機関等の業務及び財産の状況について、日本銀行が当該取引先金融機関等へ立ち入って行う調査をいう。以下この条において同じ。）に関する契約（考査を行うときはあらかじめ取引先金融機関等に対し連絡しその承諾を得なければならないものであることその他の政令で定める要件を備えたものに限る。）を締結することができる。

- 2 日本銀行は、考査を行う場合には、当該考査に伴う取引先金融機関等の事務負担に配慮しなければならない。
- 3 日本銀行は、大蔵大臣から要請があったときは、その行った考査の結果を記載した書類その他の考査に関する資料を金融監督庁長官に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

(業務方法書)

第45条 日本銀行は、業務方法書を定め、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、資金の貸付けに関する事項その他の政令で定める事項を記載しなければならない。



## 第5章 日本銀行券

(日本銀行券の発行)

第46条 日本銀行は、銀行券を発行する。

- 2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券（以下「日本銀行券」という。）は、法貨として無制限に通用する。

(日本銀行券の種類及び様式)

第47条 日本銀行券の種類は、政令で定める。

- 2 日本銀行券の様式は、大蔵大臣が定め、これを公示する。

(日本銀行券の引換え)

第48条 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、汚染、損傷その他の理由により使用することが困難となった日本銀行券を、手数料を徴収することなく、引き換えなければならない。

(日本銀行券の製造及び消却)

第49条 日本銀行は、日本銀行券の製造及び消却の手続を定め、大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第7条第4項の規定は、前項の承認について準用する。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第50条 日本銀行の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費の予算)

第51条 日本銀行は、毎事業年度、経費（通貨及び金融の調節に支障を生じさせないものとして政令で定める経費に限る。）に関する予算（以下「経費の予算」という。）を作成し、当該事業年度開始前に、大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された経費の予算を認可することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨及びその理由を日本銀行に通知するとともに、当該提出に係る経費の予算の詳細及び当該理由を公表しなければならない。

- 3 日本銀行は、前項の規定による通知があったときは、大蔵大臣に対し意見を述べ、又は必要に応じ当該意見を公表することができる。

(財務諸表等)

- 第52条 日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 日本銀行は、前項の規定により事業年度に係る財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに当該事業年度の決算報告書及び当該決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
  - 3 日本銀行は、第1項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表、前項の決算報告書及び前二項の監事の意見書を、本店及び支店に備え置き、政策委員会が適当と認めて定める相当期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(剰余金の処分)

- 第53条 日本銀行は、各事業年度の損益計算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の額の百分の五に相当する金額を、準備金として積み立てなければならない。
- 2 日本銀行は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、同項の剰余金の額のうち同項の規定により積み立てなければならないとされる額を超える金額を、同項の準備金として積み立てることができる。
  - 3 前二項の規定により積み立てられた準備金は、日本銀行において生じた損失の補てん又は次項の規定による配当に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
  - 4 日本銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、その出資者に対し、各事業年度の損益計算上の剰余金の配当をすることができる。ただし、払込出資金額に対する当該剰余金の配当の率は、年百分の五の割合を超えてはならない。
  - 5 日本銀行は、各事業年度の損益計算上の剰余金の額から、第1項又は第2項の規定により積み立てた金額及び前項の規定による配当の金額の合計額を控除した残額を、当該各事業年度終了後二月以内に、国庫に納付しなければならない。
  - 6 政府は、前項の規定による各事業年度に係る国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該各事業年度中において概算で納付させることができる。

- 7 第5項の規定による納付金の額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による所得及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による事業税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 8 前三項に定めるもののほか、第5項の規定による納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第7条第4項の規定は、第2項及び第4項の認可について準用する。

## 第7章 国会に対する報告等

### （国会への報告及び出席）

- 第54条 日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第15条第1項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、大蔵大臣を経由して国会に提出しなければならない。
- 2 日本銀行は、前項の報告書について、国会に対し説明をするよう努めなければならない。
  - 3 日本銀行の総裁若しくは政策委員会の議長又はそれらの指定する代理者は、日本銀行の業務及び財産の状況について各議院又はその委員会から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。

### （業務概況書の公表）

- 第55条 日本銀行は、各事業年度に係る財務諸表について第52条第1項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該事業年度に係る業務概況書を作成し、これを当該財務諸表及び当該事業年度の決算報告書とともに公表しなければならない。

## 第8章 違法行為等の是正等

### （違法行為等の是正）

- 第56条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 2 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の政策委員会が必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(大蔵大臣の求めによる監査)

第57条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行の監事に対し、当該行為その他の必要な事項について監査し、及びその結果を報告することを求めることができる。

2 日本銀行の監事は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあったときは、速やかに当該求めがあった事項について監査し、その結果を大蔵大臣及び政策委員会に報告しなければならない。

(報告等)

第58条 大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

## 第9章 雑 則

(規程)

第59条 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に関する規定を作成したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(解散)

第60条 日本銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本銀行が解散した場合において、その残余財産の額が払込資本金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、国庫に帰属する。

(法人の規定の準用)

第61条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第44条、第50条、第54条及び第57条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第35条第1項の規定は、日本銀行について準用する。

(政令への委任)

第62条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

## 第10章 罰 則

第63条 第29条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第64条 第57条第2項の規定による監査をせず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第65条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本銀行の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定（第43条第1項の規定を除く。）により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第12条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第26条第1項の規定に違反して報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ったとき。

六 第43条第1項の規定に違反して日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ったとき。

七 第48条の規定に違反したとき。

八 第52条第3項の規定に違反して財務諸表、決算報告書若しくは監事の意見書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第53条第1項の規定に違反して準備金を積み立てなかったとき。

十 第53条第3項の規定に違反して準備金を取り崩したとき。

十一 第53条第4項ただし書の規定に違反して配当をしたとき。

十二 第56条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第58条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第66条 第13条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(以下、附則は省略)